

令和6年2月16日

東北森林管理局

岩手県内における林業労働災害の防止に関する連携協定の締結について

林業における労働災害は長期的に減少傾向にありますが、労働災害発生率を見ると他産業に比べ依然として高い水準にあるなど、なお一層の労働災害防止対策の推進が強く求められており、この状況を改善することは喫緊の課題となっています。

このため、東北森林管理局では国有林野事業の労働安全衛生の確保対策の推進について、森林管理署、支署と各地域の労働基準監督署との間に連絡協議の場を設け、労働災害防止活動の取り組みを実施しているところです。

こうしたなか、岩手県内における林業の死亡労働災害については、令和2年から令和4年までの3年間、毎年3人以上死亡しており、令和5年においても労働災害死傷者数については、5年ぶりに減少したところですが、残念ながら2人の死亡者が発生したところです。

そのため、これまでも多くの関係機関がそれぞれの立場において指導を行い、林業労働災害防止対策の取り組みの強化をしてきたところですが、今般、令和6年2月1日、岩手労働局労働基準部、東北森林管理局森林整備部、岩手県農林水産部、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部との間でさらなる林業の労働災害の減少と死亡災害の撲滅を目指し、「岩手県内における林業労働災害の防止に関する連携協定」（別添参照）を締結することと致しました。

記

1 連携協定締結の目的・取組内容

- 別添連携協定書による。

2 連携協定により期待される効果

- 林業の労働災害防止について、各機関が保有する情報を共有することにより、林業事業者等に対してより幅広い視点からの指導が可能となる。
- 関係機関が林業現場の安全パトロールや労働災害防止に係る指導会等を連携して開催することにより、林業事業者等に対し、労働災害防止に関する意識の高揚を図ることができる。

3 東北森林管理局と岩手労働局の協定状況

➤ 協定締結式



(左から唐澤森林整備部長、市川労働基準部長)

以上

【問い合わせ先】



林野庁 東北森林管理局 資源活用課
電話 018-836-2149 企画官（供給戦略）

林野庁

岩手県内における林業労働災害の防止に 関する連携協定書

岩手労働局労働基準部長（以下「甲」という。）、東北森林管理局森林整備部長（以下「乙」という。）、岩手県農林水産部長（以下「丙」という。）、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部長（以下「丁」という。）は、林業における労働災害を防止するため、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲、乙、丙及び丁が連携を図り、岩手県内における林業の労働災害防止に向けた取組みを推進することにより、林業従事者が安全で安心して働くことができる労働環境の構築に資することを目的とする。

第2条（取組内容）

取組みの内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 次に掲げる労働災害防止に係る情報の共有に関する事。なお、共有する情報の内容、範囲については、情報を有する者の判断による。
 - 林業労働災害に関する情報
 - 林業の現場指導の結果等に関する情報
 - 林業の安全作業等に係る好事例に関する情報
 - その他林業の労働災害防止に資する必要な情報
- 次に掲げる労働災害防止活動の連携に関する事。
 - 林業の現場に対する合同安全パトロール等の実施
 - 林業の現場に対する指導に関する協力
 - 林業の労働災害の防止に関する指導会等における協力
 - その他林業の労働災害の防止に関する活動の実施
- その他林業の労働災害防止に関する事。

第3条（期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙又は丁が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

第4条（情報の取扱い）

この協定に基づく取組において、それぞれが提供する情報については、法令に従って取扱うこととする。

第5条（その他）

本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号
岩手労働局労働基準部長 《 自 署 》

乙 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
東北森林管理局森林整備部長 《 自 署 》

丙 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県農林水産部長 《 自 署 》

丁 岩手県盛岡市菜園一丁目3番6号
林業・木材製造業
労働災害防止協会 岩手県支部長 《 自 署 》